

23 開発許可制度

—秩序あるまちづくりのために—

1 開発許可制度

(1) 開発許可制度創設の背景

市街地の無秩序な拡大を防止し、計画的な都市の発展のため昭和43年都市計画法により、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分すると共に、計画的な市街化を担保する制度として開発許可制度が創設された。

(2) 開発許可制度の内容

開発許可制度は、道路、公園、排水施設、給水施設等について一定の基準を設け、この基準に適合した開発を許可する制度である。

特に、市街化を抑制する市街化調整区域では、開発行為のみならず建築行為に関しても許可を要することとし、一定の条件を満たす場合を除いて、開発はできない。

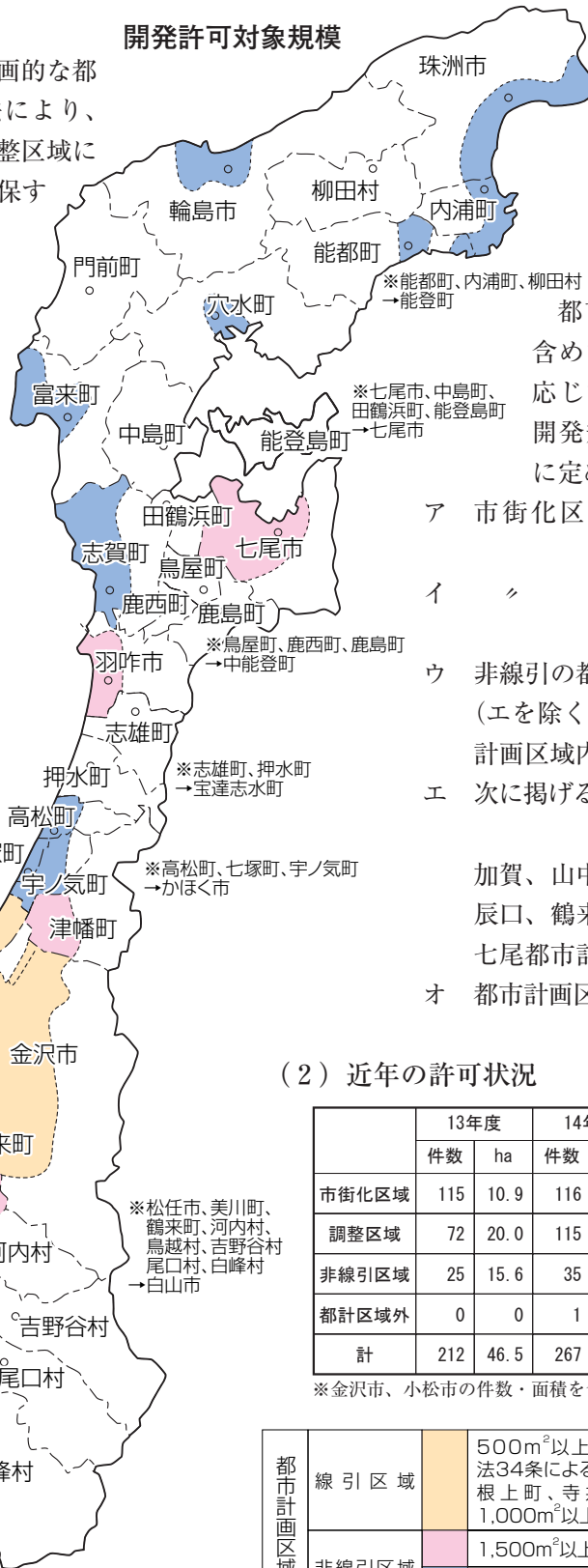
2 当県における制度運用

(1) 許可を要する開発行為の規模

石川県においては21都市計画区域のうち、市街化区域及び市街化調整区域の区分のある都市計画区域は、金沢、小松・能美、松任都市計画区域で、残り18都市計画区域は非線引き都市計画区域である。

※根上町、寺井町、辰口町 → 能美市

開発許可対象規模



都市計画区域外を含めて、その区域に応じて規制を受ける開発規模が次のように定められている。

- ア 市街化区域（イを除く） 500㎡以上
- イ 〃（能美市の区域） 1,000㎡以上
- ウ 非線引の都市計画区域内（エを除く）または準都市計画区域内 3,000㎡以上
- エ 次に掲げる都市計画区域内 1,500㎡以上
加賀、山中、美川、川北、辰口、鶴来、津幡、羽昨、七尾都市計画区域
- オ 都市計画区域外 1ha以上

(2) 近年の許可状況

	13年度		14年度		15年度	
	件数	ha	件数	ha	件数	ha
市街化区域	115	10.9	116	21.4	115	17.9
調整区域	72	20.0	115	11.7	75	9.5
非線引区域	25	15.6	35	19.5	26	24.9
都計区域外	0	0	1	1	1	2.6
計	212	46.5	267	54.5	217	54.9

※金沢市、小松市の件数・面積を含む

都市計画区域	線引区域	500㎡以上の開発法34条による。(内、根上町、寺井町は1,000㎡以上)
	非線引区域	1,500㎡以上の開発
		3,000㎡以上の開発

----- 市町村界